

施設使用要領

平成2年11月5日制定
令和元年10月1日改正
令和3年 4月1日改正
令和5年 4月1日改正

◎宿泊専有・日帰り専有・個人利用とは

- ・宿泊専有とは、泊を伴い施設を専有して利用する場合を言う。
- ・日帰り専有とは、泊を伴わず施設を予約し専有して利用する場合を言う。
- ・個人利用とは、施設を専有利用することなく、当日予約で利用する場合を言う。
- ・宿泊と日帰り専有利用が重複する場合は、利用人数の多い方で精算をする。

1. 宿泊室利用

(1) 予約について

- ①利用日1年前の1日（午前8時半）より受付を開始する。
- ②学校団体宿泊研修・公共団体の主催行事（日帰りも含む）としての施設利用の場合はその限りではない。その時は、行事要項、日程表等の提出を求める。

(2) 変更・キャンセルについて

- ①利用日当日の1か月を切ってキャンセルの申し出があった場合は、キャンセル料を徴収する。
- ②宿泊利用人数の変更は、申込時利用人数の19名減までを言う。20名以上の減もしくは全キャンセルについては、キャンセル料を徴収する。
- ③宿泊キャンセル料については以下のとおりとする。

キャンセル料	利用日1か月前	30～21日前	20～14日前	13～7日前	6～1日前	当日
宿泊室	0%	10%	15%	20%	30%	100%

(3) その他

- ①指導員室利用については、原則1団体1部屋とする。
- ②宿泊定員数は、378名とする。
宿泊室定員8名×36部屋、指導員室4名×5部屋 = 308名
大部屋：第1研修室40名 第2研修室30名 = 70名
- ③原則、部屋へのチェックインは午後3時から チェックアウトは午前10時までとする。
- ④チェックアウトの際は、必ず職員の点検を受けてから退室する。
- ⑤毎朝、指定された場所を清掃する。

2. スポーツ施設利用

(1) 予約について

- ①宿泊専有については、利用日1年前の1日（午前8時半）より受付を開始する。
- ②日帰り専有・個人利用については、利用日1か月前の1日（午前8時半）より受付を開始する。
- ③予約が重なるテニスコート・卓球場等については、施設側で調整し、HP及び事務所外掲示する。（調整受付時間：午前8時半～午前12時まで）

(2) 変更・キャンセルについて

- ①利用日当日の1か月を切ってキャンセルの申し出があった場合は、キャンセル料を徴収する。
- ②天災（警報レベル）時や施設コンディションが安全面を配慮できない場合は、施設の貸出を中止する場合があります。また、その場合はキャンセル料を徴収しない。
- ③キャンセル料については以下のとおりとする。

キャンセル料	利用日1か月前	30～21日前	20～14日前	13～2日前	前日	当日
体育施設	0%	50%	50%	50%	100%	100%

(3) 利用概要

- ①利用時間：通常午前8時半～午後9時　日曜日：午前8時半～午後5時
- ②休館日：月曜日
- ③利用後は清掃を利用前の状態へ戻す。

3. 食堂利用

(1) 予約について

- ①当センターで受付業務を行う。
- ②他団体合わせて、10食以上の注文より受付可能とする。
- ③アレルギー食対応については、1団体専有利用時のみ対応とする。
その際、利用者と食堂業者間で直接調整をする。
- ④弁当の他施設への配達は、食堂業者に確認をとる。

(2) 変更・キャンセル

- ①変更・キャンセルについては、必ず当センターを通して行う。
- ②天災（警報レベル）によるキャンセルについては、原則キャンセル料を徴収しない。
- ③キャンセル料については以下のとおりとする。

キャンセル料	利用日1か月前～8日前	7～前日AM11：59まで	前日AM12:00以降	当日
食事	0%	50%	100%	

- ④パンの注文キャンセルについては、原則全額キャンセル料がかかります。

4. 使用料の減免について

- (1) 障がい者の団体・個人が施設を利用する場合は、申し出があった場合のみ施設使用料を10%減額することができる。

5. 施設利用について

《体育館》

- (1) 大体育館については、平日の当日予約のみ半面での利用ができる。
- (2) 小体育館の卓球利用については、
 - ・平日の場合は、卓球台料金とする。
 - ・土日祝日及び専有予約利用の場合は、小体育館の専有料金とする。
 - ・卓球室が空いていない場合のみ小体育館を開放する。

《プール》

- (1) コース専有の場合、1コース1時間単位で550円とする。
- (2) 団体利用とは、全コース及び全てのプール施設専有をいう。

《キャンプ場》

- (1) 宿泊を伴うキャンプ場利用については、10名以上の利用からとする。
また、利用前日の17:00までに予約連絡をする。

《営利目的》

- (1) 営利目的での施設利用については、公益財団法人の性質上、原則利用はできない。
但し、スポーツに関するイベントについてはその限りではない。

《原状回復》

- (1) 施設利用者は、利用後利用施設を清掃し、原状回復する。
- (2) 施設利用者が施設及び備品の破損・紛失をした場合は弁償することとする。

《特例予約》

- (1) 各種競技団体の本大会及び岡山県・玉野市の主催事業開催により施設予約については、特例として利用日1年前以前より施設を予約することができる。
但しその際のキャンセルについては、団体専有施設料でのキャンセル料が発生する。

6. 遺失物について

施設内での遺失物は3ヶ月間保管する。

3ヶ月間経過したものについては、当センターで処分する。

但し、問い合わせがあった物については、別途対応をする。